

花水木鯨城会会則

第 1 条 (名称)

本会は、花水木鯨城会と称する。但し、別名として千種鯨城会とも称する。

第 2 条 (目的)

本会の目的は、会員の交流と親睦を密にし健康の維持と活性化のために相互間の連絡と調整を図り、鯨城学園で学び得た知識と経験を、広い視野に立って地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

第 3 条 (構成)

本会の会員は、千種区在住の鯨城学園卒業者で、本会と鯨城会に入会を希望する者を持って構成する。

第 4 条 (事業)

第2条の目的を達成するため、下記の事業を行なう。

- 1 会員相互の福祉増進と健康保持、教養の向上を図る。
- 2 本会及び鯨城会の発展のために必要な事業。
- 3 各関係機関との連絡調整。
- 4 その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第 5 条 (事務所)

本会の事務所は、当会の会長宅に置く。

第 6 条 (役員会及び運営委員会の設置)

本会の円滑な運営を図るため、役員会及び運営委員会を設置する。

第 7 条 (運営委員会の構成)

運営委員会は、会員から選出された役員と運営委員をもって構成する。

第 8 条 (運営委員とその任期及び職務)

- 1 運営委員は、各委員会の必要定員を選出し、その任期は2年とする。尚、再選を妨げない。
- 2 運営委員の職務は、本会の事業の企画及び業務並びに鯨城会の運営にあたる。
- 3 運営委員の必要定員は、役員会にて審議し、運営委員会にて決定する

第 9 条 (会計監査の指名及びその任期と職務)

- 1 会計監査は、2名とし会長が指名し、その任期は1年とする。但し、再選を妨げない。
- 2 会計監査の職務は、本会会計の監査にあたる。

第 10 条 (役員を選出)

委員会で互選により次の役員を選出し、総会で承認を得るものとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 委員長 6名 総務、会計、広報、行事、社会奉仕、地域の6委員会を分担する。

第 11 条 (役員任期と職務)

- 1 役員任期は1年とするが、再選を妨げないものとする。但し、会長・副会長にあたってはその任期を3年までとする。尚、当該年度の事情により更に1年任期延長が出来るものとする。
- 2 委員長は運営委員在籍3年目を選出するものとするが、状況により2年目も在籍者でも選出できるものとする。
- 3 役員業務は、次のとおりとする。
 - (1)会長は、本会を代表し、会務を統括すると共に鯨城会の代議員を兼務する。
 - (2)副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。

- (3)総務委員長は、他の委員会に属しない会務全般の業務に当たる。
- (4)会計委員長は、会計に関する業務に当たる。
- (5)行事委員長は、行事の企画・運営の業務に当たる。
- (6)広報委員長は、会誌の企画・発行に関する業務に当たる。
- (7)社会奉仕委員長は、社会奉仕活動に関する業務に当たる。
- (8)地域委員長は、地域活動と地域会に関する業務に当たる。地域会の業務に関しては細則に定める。

第12条(役員会及び運営委員会)

- 1 役員会及び運営委員会は、必要に応じ会長が招集して下記の事項について協議する。
 - (1)年度事業及びその計画・立案に関する事項。
 - (2)その他必要と認める事項。
- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議の議事決定は出来ない。可否同数の場合は会長が決定する。

第13条(会計)

- 1 本会の収入は、会員の年会費・入会金、寄付金及びその他の収入とする。
- 2 本会の会員は、入会金及び年会費を納める。金額及び徴収方法等については細則に定める。
- 3 その他の必要経費は、その都度徴収する。

第14条(家族会員と特別会員)

- 1 会員と同居する親族が入会する場合は家族会員とし、年会費金額は細則に定める
- 2 郵便物の発送・その他の連絡事項は、会員・家族会員の連記とし、一個のみとする。
- 3 鯉城学園の教職員として在籍した者は特別会員とし、その取扱いについては細則に定めるものとする。

第15条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条(会計報告)

毎会計年度末に会計監査を実施し、その結果を総会において会員に報告する。

第17条(総会)

本会の総会は年1回、年度初め1ヶ月以内に開催するものとする。

第18条(会則の改正)

会則の改正は、会員の意見をもとに定め、総会の承認をうけるものとする。

第19条(定めなき事項)

この会則に定めがない事項は、役員会において審議し運営委員会にて決定する。

第20条(情報管理)

会員情報は、関係法令に基づき厳重な管理をする。

第21条(再入学)

再入学者の取扱いについては、鯉城会(本部)の会則に準じるものとする。

付 則 (会則の施行)

本会の会則は、平成3年4月1日より施行する。

平成 5年4月1日	平成 8年4月1日	平成 11年4月1日
平成 12年4月1日	平成 17年4月1日	平成 19年4月1日
平成 21年4月1日	平成24年4月1日	平成29年4月1日

平成30年4月1日より一部改正施行する

令和6年4月10日より一部改正施行する